

令和5年度 大和郡山市保育所・認定こども園入所案内

この入所案内では、保育所および認定こども園に入所を希望する場合の手続きについて、ご案内します。

保育所・認定こども園とは

保育所とは、児童福祉法に基づいて、保護者の労働、又は疾病等の理由で家庭において乳幼児を保育することができない保護者にかわって、養護と教育の一体化した保育を行い、心身の健全な発達を目的とする児童福祉施設です。

認定こども園とは、「幼稚園」と「保育所」の機能が連携し一体となったもので、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」「地域における子育て支援を行う機能」の2つを備え、都道府県知事から認定を受けた施設です。

支給認定について

保育所や認定こども園などを利用する際には、保護者の方がその保育の必要性に応じて「認定」を受けていただく必要があります。

認定の申請は、保育所・認定こども園の入所申込みと同時に受付します。

○認定の種類

対 象	認定区分	利用施設	
お子さんが満3歳以上で、幼稚園を希望する方※1	1号認定	幼稚園・認定こども園	
お子さんが満3歳以上で、保育所を希望する方※2	2号認定	標準時間利用	保育所・認定こども園
		短時間利用	
お子さんが満3歳未満で、保育所を希望する方※2	3号認定	標準時間利用	保育所・認定こども園 地域型保育※3
		短時間利用	

※1：公立幼稚園への入園を希望する場合は、各幼稚園にて認定申請を受け付けます。また、私立幼稚園への入園を希望する場合は、各幼稚園へお問い合わせください。

※2：2号認定・3号認定を希望する場合は、保育が必要である事由が必要です。（詳しくは4ページを参照）

※3：地域型保育とは、定員19人以下の少人数単位で、0～2歳児を保育する市町村の認可事業です。

2号認定・3号認定は、「保育の必要量（就労時間等）」に応じて、「保育標準時間（11時間利用）」「保育短時間（8時間利用）」の2種類に区分されます。

認定こども園（1号認定）を希望する場合

入所対象者

認定こども園（1号認定）への入所は、満3歳以上で、小学校就学前までの幼児を対象としています。保育所・認定こども園（2号・3号認定）への入所と違い、「就労」を行っているかなどの「保育の必要性」は問いません。

入所資格のある年齢は、以下のようになります。

- ① 3歳児：平成31年4月2日 ～ 令和2年4月1日生まれのお子さん
- ② 4歳児：平成30年4月2日 ～ 平成31年4月1日生まれのお子さん
- ③ 5歳児：平成29年4月2日 ～ 平成30年4月1日生まれのお子さん

入所申込に必要な書類

認定こども園（1号認定）への入所を希望する方は、下記の必要書類をご準備の上、認定こども園へ提出してください。

※申請書および必要書類の提出は、公立認定こども園のみ保育支援課でも可能です。

- ① 申請書類一式
 - 児童1人につき1部必要です。
 - 子どものための教育・保育給付 支給認定申請書 兼 施設利用申請書
 - 児童調査書
- ② 令和4年度および令和5年度課税（非課税）証明書もしくはマイナンバーの提出
令和4年1月1日時点および令和5年1月1日時点で大和郡山市外に居住されていた場合にのみ、必要となります。その時点の住所地の市町村民税主管課にてご請求ください。マイナンバーの提出の場合は、窓口に来られる方の本人確認をできるものがが必要です。顔写真付の公的証明書（運転免許証等）であれば1つ、顔写真なしの公的証明書（健康保険証）であれば2つ必要です。
※マイナンバーカードを持参の方は、別途本人確認書類は不要です。
- ③ その他
各家庭の状況に応じて、その他の書類をお願いすることがあります。

給食費

○給食費は、指定された金融機関の口座から、毎月末に振替を行わせていただきます。

■公立の場合…大和郡山市保育料口座振替依頼書（市内に支店・本店を置く金融機関）を直接取扱金融機関まで提出をお願いします。（認定こども園への提出は必要ありません）。

■民立の場合…園指定様式の提出をお願いします。（園よりご案内致します）。

○入所後は、退所届を提出しない限り、登園の有無にかかわらず、給食費を全額納入していただきます。○月の途中で退所されても、給食費の還付はいたしません。

認定こども園（1号認定）を希望する場合

入園までの流れ



認定こども園では、随時見学を受付しています。
詳しくは、認定こども園までお問い合わせください。

「入所申込」は、認定こども園にて同時に受付します。

○公立の場合…市からの通知文書及び内定園から電話にて連絡いたします。
○民立の場合…内定園からの通知文書及び電話にて連絡いたします。
あわせて、面談等についての日程調整をします。
内定に至らなかった方については、次月の選考へと引き継ぎます。

後日、市役所・保育支援課より「保育料決定通知書」を送付いたします。

保育所・認定こども園（2号・3号認定）を希望する場合

「保育の必要性」について

保育所での保育の実施は、その児童の保護者のいずれもが下記の各号のいずれかに該当し、当該児童の保育の必要性が認められる場合に行います。

- ① 就労（月48時間以上の就労が必要）
- ② 妊娠・出産（分娩予定月と前後2か月、5か月間のみ有効）
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居または長期間入院している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（就労誓約書の提出から、3ヶ月以内に就労して頂く必要があります）
→保育短時間認定（利用時間8：30～16：30）となります。
- ⑦ 就学・職業訓練
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に市内の保育園で保育を利用している子どもの継続利用
生まれた子が満1歳に達する日の属する月の末日まで有効。
※生まれた子の入所が保留となり育児休業を延長した場合は、当該育児休業取得期間の満了する日の末日まで有効。
→保育短時間認定（利用時間8：30～16：30）となります。
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

入所対象年齢

保育所・認定こども園への入所は、小学校就学前までの乳幼児を対象としていますが、保育の実施開始年齢（月齢）が施設により異なりますのでご注意ください。

（保育所一覧表 10～11 頁を参照）

入所申込に必要な書類

保育所・認定こども園（2号・3号認定）への入所を希望される方は、下記の必要書類をご準備の上、市役所保育支援課へ提出してください。

- ① 申請書類一式
→ 児童1人につき1部必要です。
 - 子どものための教育・保育給付 支給認定申請書 兼 施設利用申請書
 - 家庭状況調査書
 - 児童調査書

② 当該児童の保育の必要性を証明する、保護者についての書類

→ 保護者1人につき1部以上必要です。

1. 就業を理由とする場合

■就労状況等証明書（月48時間以上の就労が必要）

○外勤 →雇用主の証明

○内職 →依頼主の証明

○自営業 →就労状況等証明書に加え客観的に自営を証明できるもの（開業届、確定申告書の写し等）を添付

2. 妊娠、出産を理由とする場合

■母子健康手帳の写し

3. 保護者の疾病、障がいを理由とする場合

■医師の証明書、診断書 ■障がい者手帳等の写し いずれか1点

4. 親族の介護・看護を理由とする場合

■医師の証明書・診断書（介護を要する程度が記載されたもの）

■障がい者手帳等の写し いずれか1点

5. 災害復旧を理由とする場合

■り災証明書

6. 求職活動を理由とする場合

■就労誓約書 ■ハローワークの受付票

→保育短時間認定（利用時間8:30~16:30）となります。

7. 就学・職業訓練を理由とする場合

■就学等証明書

8. 虐待・DVのおそれがある場合

9. 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもの継続した利用が必要である場合

■就労状況等証明書（育児休業期間が記載された証明書）

→保育短時間認定（利用時間8:30~16:30）となります。

10. その他、市町村が認める場合

→保育支援課までお問い合わせください。

③ 令和4年度および令和5年度課税証明書もしくはマイナンバーの提出

令和4年1月1日時点および令和5年1月1日時点で大和郡山市外に居住されていた場合にのみ、必要となります。その時点の住所地の市町村民税主管課にてご請求ください。マイナンバーの提出の場合は、窓口に来られる方の本人確認をできるものが必要です。顔写真付の公的証明書（運転免許証等）であれば1つ、顔写真なしの公的証明書（健康保険証）であれば2つ必要です。※マイナンバーカードを持参の方は、別途本人確認書類は不要です。

④ 保育料・給食費（主食費・副食費）の口座振替に関する書類

大和郡山市保育料口座振替依頼書（市内に支店・本店を置く金融機関）

入所後は、保育料・給食費（主食費・副食費）を口座振替にて毎月納入をお願いしておりますので、金融機関の窓口で手続きをしてください。（保育支援課への提出は必要ありません）

なお、民立認定こども園については、各園で口座振替の手続きをお願いします。

⑤ その他

各家庭の状況に応じて、その他の書類を請求することがあります。

保育料・給食費（主食費・副食費）

- 保育料等は、入所児童の属する世帯（原則として父母）の市町村民税の額に応じて決定されます。（ただし、児童の扶養形態や父母の課税状況によっては同居家族の税額を合算する場合があります。）
- 前期（4月～8月）の保育料算定には前年度分の市町村民税額、後期（9月～3月）の保育料算定には現年度分の市町村民税額を用います。
- 保育料等は、3歳児以上は無償化の対象となっております。3歳未満児につきましては、市町村民税に応じて異なります。
年齢は当該年度の4月1日現在の満年齢によるものとします。
- 保育料等は、公立保育所、民立保育所、認定こども園を問わず、同じ月額表を適用して算定します。
- 保育料等は、指定された金融機関の口座から振替によるお支払いをお願いしております。なお、毎月末に振替を行います。（月末が金融機関休業日の場合、翌営業日）
※民立認定こども園につきましては、各園で振替日が異なります。
- 入所後は、退所届を提出しない限り、登園の有無にかかわらず、保育料等は全額納入していただきます。
- 月の途中で退所されても、保育料等の還付はいたしません。

※家庭の状況・就労状況等に異動（離婚・再婚等）があった場合は、必ず保育所・認定こども園または保育支援課までご連絡の上、必要書類のご提出をお願いします。
※入所時に保育料等を決定した後、税額等に差異が生じた場合は、保育料を更正することになります。それにより生じる保育料の差額は、追加徴収いたします。

保育所・認定こども園（2号・3号認定）を希望する場合

入所までの流れ



一時的保育事業

対象施設

○ 郡山東こども園

対象児童 大和郡山市内に居住する生後3ヶ月目から就学前までの児童

利用時間 8:30～17:00

お問い合わせ 社会福祉法人 奈良社会福祉院 郡山東こども園
大和郡山市野垣内町 2-15 TEL:53-3344

○ 郡山西こども園

対象児童 大和郡山市内に居住する生後3ヶ月目から就学前までの児童

利用時間 8:30～17:00

お問い合わせ 社会福祉法人 奈良社会福祉院 郡山西こども園
大和郡山市植槻町 3-11 TEL:52-5425

○ ふたばこども園

対象児童 大和郡山市内に居住する1歳児クラスから就学前までの児童

利用時間 9:30～15:30

お問い合わせ 社会福祉法人 郡山双葉会 ふたばこども園
大和郡山市今国府町 60-9 TEL:59-4141

○ 大和郡山カトリック幼稚園

対象児童 大和郡山市内に居住する1歳児クラスから就学前までの児童

利用時間 8:30～14:00

お問い合わせ 学校法人カトリック・マリスト会学園 大和郡山カトリック幼稚園
大和郡山市永慶寺町 510-1 TEL:52-4141

※詳細につきましては、各園に直接お問い合わせください。

病後児保育事業

郡山東こども園

病気回復期にある児童の一時的な保育及び看護をすることにより、子育てしやすい環境の整備を図り、児童の健全な育成及び保護者の子育て支援を目的としています。

〔出席停止期間中、37.5度以上の発熱がある場合、下痢・嘔吐が激しい場合は、お預かりできません。〕

対象児童 大和郡山市内に居住する満6ヶ月目からおおむね10歳までの児童

利用できる日 月～金までの平日（祝祭日、年末年始を除く）

利用時間 午前8：30～午後5：00

費用 利用料：2000円 保険料：200円
食費：給食1食 350円 おやつ1食 50円
午睡布団レンタル費 1回100円

利用方法 郡山東こども園に直接お問い合わせください。利用までには申込書の提出（登録）や家庭調査票などの手続きが必要となります。
なお、利用頂ける人数には制限があります。お断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ→説明・申し込み→書類提出、面談→登録→利用開始

注意事項

- (ア) 料金はお迎え時となります。お釣りのないようお願い致します。
- (イ) 食物アレルギーのあるお子さんのみ、お弁当持参となります。
- (ウ) 月に1回弁当日があります。ご了承ください。
- (エ) 保育中に発熱（37.5度以上）の場合はお迎えをお願い致します。その場合、保育料は返金できませんのでご了承ください。

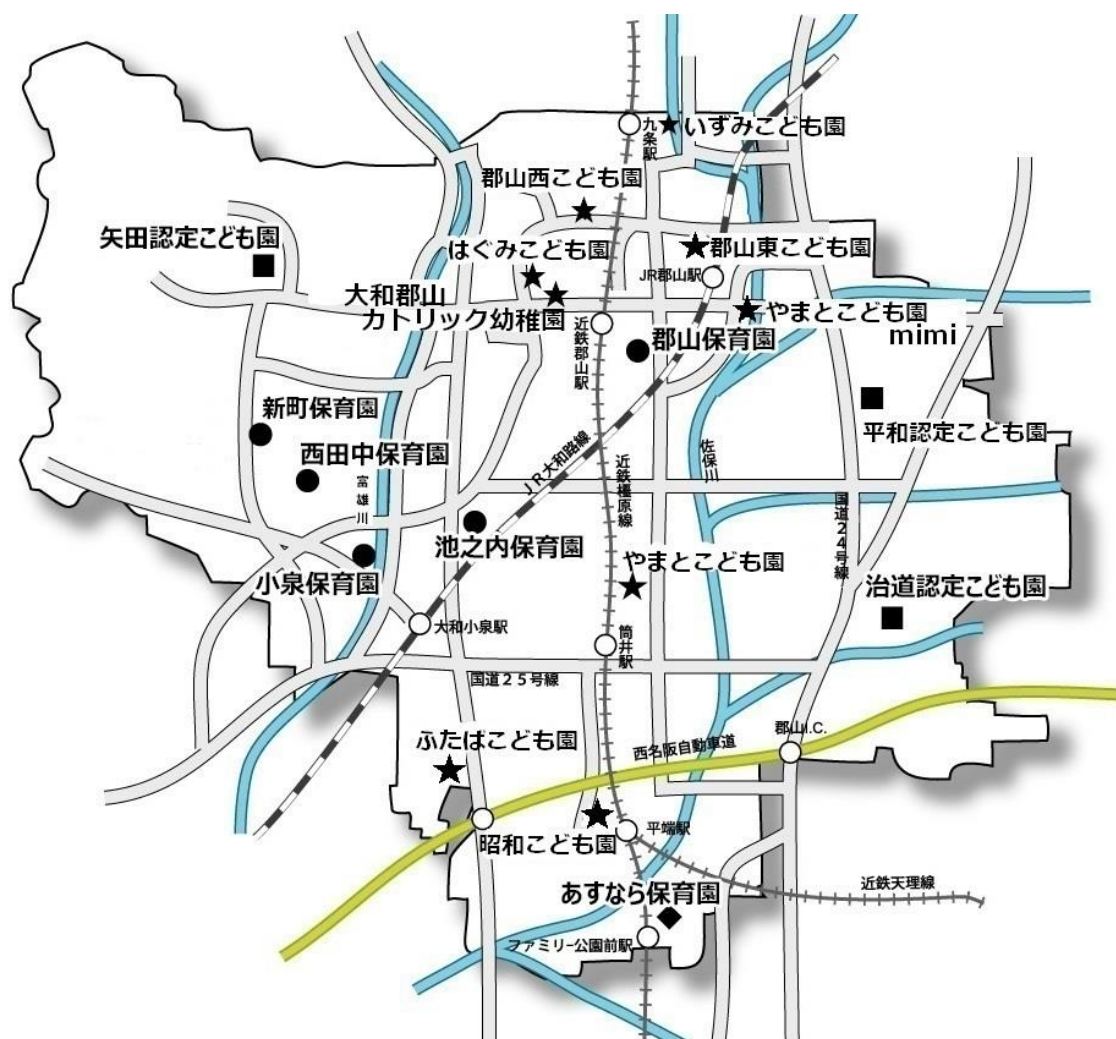
お問い合わせ 社会福祉法人 奈良社会福祉院 郡山東こども園
大和郡山市野垣内町2-15 TEL:0743-53-3344

大和郡山市内認可保育園・認定こども園一覧

	施設名	種別	所在地 連絡先 (市外局番0743)	定員	保育開始	開所時間		
						平日	土曜	日・祝
公立	小泉保育園	保育園	小泉町 1553 TEL:53-1618	120	6ヶ月	7:30 19:00	7:30 16:30	
	池之内保育園	保育園	池之内町 223-3 TEL:52-3248	70				
	西田中保育園	保育園	西田中町 90-5 TEL:52-3178	190				
	郡山保育園	保育園	柳町 45-6 TEL:52-4058	60				
	新町保育園	保育園	矢田町 5512-22 TEL:54-1647	50				
	平和認定こども園	幼保連携型 認定こども園	美濃庄町 533 TEL:20-5373	150				
	矢田認定こども園	幼保連携型 認定こども園	矢田町 774 TEL:20-8922	180				
	治道認定こども園	幼保連携型 認定こども園	横田町 254 TEL:56-0760	109	7:30 18:30	7:30 16:00		
民立	郡山西こども園	幼保連携型 認定こども園	植槻町 3-11 TEL:52-5425	219	産休明	7:00 19:00	7:00 18:00	
	郡山東こども園	幼保連携型 認定こども園	野垣内町 2-15 TEL:53-3344	179	3ヶ月			
	昭和こども園	幼保連携型 認定こども園	馬司町 331-55 TEL:56-0811	75	3ヶ月	7:30 19:00	7:30 18:00	
	いずみこども園	幼保連携型 認定こども園	九条町 277-1 TEL:53-1400	105	産休明	7:00 19:00	7:00 17:30	
	やまとこども園	幼保連携型 認定こども園	筒井町 145-1 TEL:56-6680	135	6ヶ月	7:00 19:00	7:00 18:00	
	やまとこども園nimi	幼保連携型 認定こども園	高田町 280-1 TEL:61-5705	60	6ヶ月	7:30 19:00	7:30 15:00	
	ふたばこども園	幼保連携型 認定こども園	今国府町 60-9 TEL:59-4141	149	6ヶ月	7:00 	7:00 	
	はぐみこども園	幼保連携型 認定こども園	冠山町 2-33 TEL:85-5100	99	6ヶ月	19:00 	18:00 	
	大和郡山カトリック 幼稚園	幼保連携型 認定こども園	永慶寺町 2-12 TEL:52-4141	125	1歳児	7:30 18:30	7:30 15:30	
	あすなら保育園	保育園	宮堂町 160-1 TEL:57-3715	90	産休明	7:00 20:00	7:30 18:30	8:00 17:00

市内認可保育園・認定こども園MAP

●公立保育園 ◆私立保育園 ■公立認定こども園 ★私立認定こども園



お問い合わせ

大和郡山市 すこやか健康づくり部
 保育支援課 保育園・こども園係
 〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4
 TEL : 0743-53-1541 (直通)
 FAX : 0743-53-1049 (代表)

令和5年度 入所申込期間について

希望入所月	申込期限	選考会実施日	入所通知日
令和5年4月	令和4年11月1日～ 令和4年11月15日	令和5年1月14日	2月中旬
令和5年5月	令和5年3月末	令和5年4月4日	4月中旬
令和5年6月	令和5年4月末	令和5年5月1日	5月中旬
令和5年7月	令和5年5月末	令和5年6月2日	6月中旬
令和5年8月	令和5年6月末	令和5年7月4日	7月中旬
令和5年9月	令和5年7月末	令和5年8月1日	8月中旬
令和5年10月	令和5年8月末	令和5年9月5日	9月中旬
令和5年11月	令和5年9月末	令和5年10月3日	10月中旬
令和5年12月	令和5年10月末	令和5年11月2日	11月中旬
令和6年1月	令和5年11月末	令和5年12月4日	12月中旬
令和6年2月	令和5年11月末	令和6年1月5日	1月中旬
令和6年3月	令和5年11月末	令和6年1月12日	2月中旬
令和6年4月	令和5年11月1日～ 令和5年11月15日	令和6年1月12日	2月中旬

*選考会実施日及び入所通知日は、変更になる可能性があります。

*申込期限を過ぎての申請は、受付を行いません。

*令和6年1月から令和6年3月までに、入所をご希望される場合の申込期限が11月末と早くなっておりますので、十分ご注意ください。

*令和6年4月の入所をご希望される場合の申込期限が令和5年11月1日から令和5年11月15日までとなっておりますので、十分ご注意ください。

*民立の認定こども園の1号申請は、幼稚園および公立認定こども園の1号とのみ併願可能です。

*認定こども園の1号と2号の併願申請はできません。

保育所・認定こども園の入園申込に必要な書類

種類	必要となる方	確認欄
申請書類		
子どものための教育・保育給付 支給認定申請書 兼 施設利用申請書	すべての方	<input type="checkbox"/>
家庭状況調査書	2号認定・3号認定を希望する方	<input type="checkbox"/>
児童調査書	すべての方	<input type="checkbox"/>
保育が必要な事由を証明するもの <u>※保護者の方、お一人につき1部必要です。</u>	2号認定・3号認定を希望する方で、 各事由によって、いずれかの書類が必要となります。	
就労状況等証明書（申請日から3ヶ月以内のもの） →市所定の用紙にて勤務先が証明するもの	就業を理由として入園を希望する方	<input type="checkbox"/>
自営業・農業を客観的に証明する書類 →確定申告書（第1表・第2表）、開業届等	自営業・農業をされている方	<input type="checkbox"/>
母子健康手帳の写し	出産を理由として入園を希望する方	<input type="checkbox"/>
診断書 →医療機関が発行したもの	疾病・障がいを理由として入園を希望する方	<input type="checkbox"/>
障がい者手帳等の写し	疾病・障がいを理由として入園を希望する方	<input type="checkbox"/>
り災証明書	災害復旧を理由として入園を希望する方	<input type="checkbox"/>
就学等証明書 →市所定の用紙にて学校等が証明するもの	就学を理由として入園を希望する	<input type="checkbox"/>
就労誓約書	求職活動中の方	<input type="checkbox"/>
ハローワークの受付票		<input type="checkbox"/>
その他		<input type="checkbox"/>
<u>令和4年度課税証明書もしくはマイナンバー（※）</u> ↓ 令和4年1月1日時点の住所地の市町村民税 主管課でご請求ください。	令和4年1月2日以降に大和郡山市へ転入された方	<input type="checkbox"/>
<u>令和5年度課税証明書もしくはマイナンバー（※）</u> ↓ 令和5年1月1日時点の住所地の市町村民税 主管課でご請求ください。	令和5年1月2日以降に大和郡山市へ転入された方	<input type="checkbox"/>
その他、必要に応じて求める資料		<input type="checkbox"/>

※マイナンバーの提出の場合には、窓口に来られる方の本人確認をできるものが必要です。顔写真付の公的証明書（運転免許証等）であれば1つ、顔写真なしの公的証明書（健康保険証等）であれば2つ必要です。マイナンバーカードを持参の方は、別途本人確認書類は不要です。